

使用料について

1. 平成21年度より体育館等利用団体に対し、使用料を徴収しています。グラウンド使用は無料です。

* 使用料の徴収方法

教育委員会人づくり文化課体育係で納入通知書を発行します。

- ・ 定期利用団体については、利用月の翌月に一括徴収します。翌月の10日までに納入通知書を送付しますので、毎月25日までに市指定金融機関にて納入すること。
- ・ 通常開放での利用については、申請時に納入通知書を発行しますので、その都度納めること。
- ・ スポーツ団体登録をしてある団体は（ ）内の金額になります。

学校開放【牧谷小・大矢田小】

(平成26年4月1日使用料改定)

| 施設名 | 昼間 | | 夜間 | 終日 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| | 8:30~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:30 | 8:30~21:30 |
| 体育館 | 720 (500) 円 | 820 (570) 円 | 720 (500) 円 | 1,810 (1,260) 円 |

学校開放【美濃小・藍見小・中有知小】

| 施設名 | 昼間 | | 夜間 | 終日 | |
|-----|------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | 8:30~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:30 | 8:30~21:30 | |
| 体育館 | 片面 | 720 (500) 円 | 820 (570) 円 | 720 (500) 円 | 1,810 (1,260) 円 |
| | 全面 | 1,440 (1000) 円 | 1,640 (1,140) 円 | 1,440 (1000) 円 | 3,620 (2,530) 円 |

学校開放【美濃中】

| 施設名 | 昼間 | | 夜間 | 終日 | |
|---------|------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | 8:30~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:30 | 8:30~21:30 | |
| 体育館 | 片面 | 720 (500) 円 | 820 (570) 円 | 720 (500) 円 | 1,810 (1,260) 円 |
| | 全面 | 1,440 (1000) 円 | 1,640 (1,140) 円 | 1,440 (1000) 円 | 3,620 (2,530) 円 |
| 柔道場・剣道場 | | 360 (250) 円 | 410 (280) 円 | 360 (250) 円 | 900 (630) 円 |

2. 利用者の都合で利用しない場合は、利用日の2週間以上前までに利用休止報告書を提出すること。

3. スポーツ少年団、育成会（ジュニアクラブ）は、通常の活動による利用は無料となります。（市外の団体との練習試合時を含む）ただし、市外の団体を招いて大会・交流会を開催する場合は有料としますので、利用時は教育委員会まで連絡すること。内規により、参加費を徴収しない大会は使用料3割減、参加費を徴収している大会は減免なしとします。